

令和3年度県産農産物海外販売力強化事業業務委託仕様書（案）

農業政策課 農産物マーケティング室

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う令和3年度県産農産物海外販売力強化事業の業務（以下「本業務」という。）を委託するあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業名

令和3年度県産農産物海外販売力強化事業

2 業務の目的

長野県内の米農家の経営安定のため、有望市場のひとつとして海外も有効な選択肢であることから、県産米の輸出拡大に向けて、香港において県産米の認知度向上のためのプロモーションを実施する。

3 委託契約期間

委託期間は契約締結日から令和5年2月28日までとする。

4 委託契約書

別紙のとおり

5 業務内容

(1) 県産米のネット広告を活用したターゲットマーケティング

(ア) 県産米の認知度向上（県産米フェアの告知含む）に向けて、日本食に関心のある層などターゲットを絞ったインターネット広告の実施

(イ) ターゲットとする消費者は以下のとおり

① 日本食に関心があること

② 日本のお米を扱う小売（百貨店等）、外食（レストラン等）、中食（おにぎり・お弁当等）を利用していること

(2) 県産米特設コーナーの設置（百貨店・飲食チェーン店等）による販売促進活動

(ア) 県産米フェア（販売促進活動）の開催

① 百貨店・飲食店等において、県産米特設コーナーの設置や県産米使用メニューでのPR等を企画し、県産米の販売促進活動を実施する。

② 県産米フェアでの県産米の購買者へ県特産品プレゼント等によりフェアへの誘客促進と県産米の認知度向上を図る。

(イ) 販売促進資材等の作成・配布

販売促進資材（ポスター・のぼり旗・ノベルティ等）のデザイン・作成・配布等

(ウ) 県産米フェアのPR

県産米フェア開催店舗と連携したPR活動

(エ) アンケートの実施

県産米の評価等に関するアンケート調査の実施及び集計

(3) 県産米プレゼント企画の実施

県産米（パックご飯など商品でも可）プレゼント企画（オープン懸賞、Web企画可）の実施（募集、集計、抽選、賞品手配・発送等）。

(4) 香港での業務打合せ

香港での県職員との現地打ち合わせ会議（県職員の旅費は県で負担）、実施状況の確認、輸入事業者等へのヒアリング（県産米の香港での評価等の聞き取り）の実施

（注）香港での業務打合せについては、海外渡航が可能な場合にのみ実施

6 完了検査

- (1) 受託者は、本業務完了後、業務完了報告書を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、契約締結後速やかに委託者へ提出すること。提案書においては、委託者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。

8 対象経費

- (1) 本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。
 - ア 販売促進活動のための食材費・人件費・会場設営費等
 - イ 販売促進資材作成費（デザイン含む）
 - ウ 広報PR活動費
 - エ プレゼント企画運営・プレゼント食材費
 - オ その他事業実施に必要な経費
- (2) 本業務委託の対象とならない経費は、以下のとおりとする。
 - ア 機械・機器等購入経費
 - イ 土地・建物を取得するための経費
 - ウ 施設や設備を設置または改修するための経費
 - エ 飲食にかかる経費
 - オ その他、事業と関連が認められない経費
- (3) 一般管理費
事業経費の合計額の10%以内であること

9 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 本事業成果物等にかかる権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。
また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

10 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 再委託

- (1) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- (2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、新型コロナウイルス感染症の状況を常に考慮し、本業務が滞りなく実施されるよう努めること。そのため受託者は、予め関係各所と緊急事態宣言やまん延防止等重点措置（香港にあつては、それに類する措置）が発令された場合の対応を協議し、委託者の了承を得ることとする。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること
- (4) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (5) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議の上、書面によりこれを定める。